

地域における中核的企業・エリアの形成③

(子育てと地域づくりのローカル・アベノミクス)

1. 少子高齢化の中での地域づくり

日本の人口が減少に転じる中、経済の活力を維持するためには人口減少問題の克服が長期的な、しかし喫緊の課題である。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、2060年に1億人程度の人口維持という政府の指針に基づいた施策が盛り込まれ、国民の希望が実現した場合の出生率1.8（2014年1.43）を目指し、社会保障において、高齢者対応とバランスのとれた施策が図られている。

また、地域により出生率に差異がみられることから、出生率に影響の大きいと考えられる「若い世代の経済的安定」「出産・子育て支援」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」等について地域別のアプローチを進めるため、地方の行政機関、市民、産業・労働界、金融機関が連携した取り組みが求められている。

地域づくりにおいては、経済、人口の大都市集中、特に東京一極集中が見られる中、従来からのインフラストックの活用とコンパクトシティ化という方向性を踏まえると同時に、地域の実情に応じた内発的な活性化が目指されていると言える。

その中、2015年12月、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が改訂され、現状認識がさらに進められた。

2. 子育てのローカル・アベノミクス ～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～

（1）少子化対策における「地域アプローチ」

【1】地域の「見える化」推進（「地域指標」）

国は、2015年10月、少子化対策の重要な要素である地域の出生率に関する指標群として、地域別出生率、出生順位ごとの母の平均年齢・出生率、未婚率と有配偶出生率の状況、若年女性集中

度、若年女性転入超過状況等の状況や、さらにこれに大きな影響を与える「働き方」に関する各種指標を調査・分析した「地域少子化・働き方指標」を公表し、「地域の見える化」が図られた。

地域によって出生率は大きく異なり、出生率に関連の深い各種指標も大きく異なる。出生率低下の要因である晩婚化・晩産化の状況や、各種指標に大きく関わると考えられる働き方、所得、さらには地域・家族の支援力にも地域差がある。

その中、これまで国全体が中心であった少子化対策に加え、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、地方の取り組みを重視した「地域アプローチ」による対策も打ち出された。

【2】地域の実情に即した「働き方改革」

総合戦略の推進組織において、縦割りを排し、各主体が連携しながら、地域の実情に応じた「地域アプローチ」による働き方改革の取り組みが全国的に行われる。

そのため、地域において、女性・若者を含めた多様な主体の活躍促進に寄与し、地域で「質の高い雇用の場をつくり出す」ために、地方公共団体のリーダーシップのもと、関係者がネットワークを構築した取り組みが促進される。

【3】地域における先駆的・優良事例の横展開

地方においては、働きながら子育てすることに関する、企業の意識が必ずしも高いとはいえない場合があるほか、手本となる事例が少ないなどの地方独特の課題が存在する。

働き方の問題は大都市部や大企業だけの問題ではなく、地方や中小企業においても重要であり、結婚・出産・子育て支援への積極的な取り組みや働き方改革を行っている企業の把握・周知を図るとともに、きめの細かい評価（表彰・広報）による横展開が図られる。

【4】少子化対策の効果検証

地方公共団体が講じた少子化対策が実際にどのような効果を上げたか、データに基づいて専門的に検証するため、国において、地方公共団体、専門家から成る「地域少子化対策検証プロジェクト」を立ち上げ、様々な地域を網羅した分析や効果検証を行いながら、地域特性に対応した少子化対策モデルの構築と普及に取り組む。

(2) 若い世代の経済的安定

【1】若者・非正規雇用対策の推進

若者・非正規雇用対策については、これまで、「正社員実現加速プロジェクト」（ハローワークによる正社員就職の実現、および正社員実現に取り組む事業主への支援）が強力に推進されてきた。

今後も、ハローワークにおいては、地方公共団体や学校と連携し、個々の様々なニーズに対応した、担当者制による、継続的できめ細やかな相談支援に取り組み、さらに、「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」（2016年1月決定）に基づく正社員転換・待遇改善に向けた取り組みを行う。

【2】「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるため、「少子化社会対策大綱」（2015年3月20日閣議決定）に基づき、国と地方公共団体が連携し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が総合的に推進される。

(3) 出産・子育て支援

長期的な視点に立って少子化対策を進める観点から、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、総合的できめ細かな対策が推進される。

【1】妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

～「子育て世代包括支援センター」の整備～

- ・妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対してワンストップ支援拠点（「子育て世代包括支援センター」）の整備を図る。
- ・保健師などの専門職等が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等に対し切れ目のない支援の実施を図る。
- ・「子育て世代包括支援センター」を平成27年度中に150か所整備し、5年後をめどに地域の実情等を踏まえながら全国展開を図る。

【2】「子ども・子育て支援新制度」

- ・2015年4月から実施の「子ども・子育て支援新制度」を通じて、児童教育・保育・子育て支援の「量的拡充」（待機児童の解消に向けた保育の受け皿の確保や身近な子育て支援サービスの提供）及び「質の向上」（職員の配置や処遇の改善等）が図られる。
- ・また、そのために必要な1兆円超の財源の確保については、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め、適切な対応が行われる。
- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、子育て支援を提供する認定こども園については、認定こども園への移行などの希望をかなえるための支援を通じて、その普及を図る。
- ・都市部のみならず様々な地域のニーズに対応した多様な子育て支援の充実に向けて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かりなど、多様な保育等の提供が図られる。
- ・財源を確保しながら児童教育の無償化に向けた取り組みを段階的に実施していくなど、教育費の負担軽減が図られる。

【3】周産期医療の提供体制の確保

- ・産科医の育成・増加策や、産科医の地域偏在の是正に関する施策、地域の産科病院の基幹化、妊婦健診施設と分娩施設間の連携強化、中核病

院や大学病院等から産科医不足地域への産科医派遣の支援などの対応が進められる。

- ・加えて、院内保育、夜間保育、病児保育、復職支援等の充実等により女性医師が継続的に就労できる勤務環境を確保していく。
- ・地域における周産期医療提供体制や妊娠・出産支援の在り方について検討するため、有識者や関係府省庁が参画する検討会を設置。

(4) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進

【1】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

労働者が仕事と子育てや介護との両立を図ることができるよう、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を改正し、非正規雇用労働者の育児休業の取得要件や介護休業の分割取得等の見直しが検討される。

また、育児休業の取得促進を図るため、中小企業事業主に対する支援の拡充や男性の育児休業取得の促進等が図られる。

また、地域における先駆的・優良な取り組みの横展開を支援するとしている。

【2】長時間労働の見直し

年次有給休暇の取得促進策等、働き過ぎ防止のための取り組みを盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案の早期成立が目指される。

さらに、「長時間労働削減推進本部」（本部長：厚生労働大臣）による長時間労働削減のための取り組みを更に推進することに加え、各都道府県労働局に設けられた「働き方改革推進本部」による各都道府県の実情に即した長時間労働抑制、年次有給休暇の取得促進等の推進が図られる。

具体的には、「所定外労働時間の削減」及び「年次有給休暇の取得促進」等を推進するため、日本各地のリーディングカンパニーのトップに働く

きかけるとともに、こうした企業の先進的な取り組み事例を幅広く普及させるために、コンサルタントによる各企業に対する支援等が行われる。

年次有給休暇については、完全取得を目指し、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的に広報される。

【3】時間や場所にとらわれない働き方の促進

勤務地や職務を限定した雇用が普及し、本人の意に反する転勤が行われにくく欧米の例等を参考としつつ、勤務地や職務等を限定した「多様な正社員」の制度の導入を図り、2017年3月末までに、労働者の仕事と家庭生活の両立に資する「転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）」の策定が目指される。

また、フレックスタイム制やテレワーク、サテライト・オフィスのなど、時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進に取り組まれる。

【4】地域における女性の活躍推進

これまでの取り組みとして、次のような政策がある。

- ・地域女性活躍推進交付金等を通じて、連携体制の構築やワンストップ支援体制の整備等、地域ぐるみで女性の活躍を推進する地方公共団体の取り組みを支援。
- ・マザーズハローワーク等における職業相談・職業紹介等を通じて、女性の再就職支援を行うとともに、女性等を対象とした低利融資制度や「創業スクール」における女性起業家コースの実施等を通じて、女性による起業を支援。
- ・企業に対する表彰制度等を活用し、女性の活躍推進に取り組む企業にインセンティブを付与。今後、更なる支援として次の政策がある。
- ・「女性活躍加速のための重点方針」に基づき、地域での女性の働く場の確保、女性による起業

の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍推進、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、公共調達において、受注機会の増大を図ること等に取り組み、女性活躍のための環境整備等を推進する。

【5】地域の実情に即した「働き方改革」の実現

ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直し、多様な働き方の推進、地域における女性の活躍推進、若者・非正規雇用対策の推進等の課題について、「地域働き方改革会議（仮称）」において重点的に検討を進め、「地域働き方改革支援チーム（仮称）」による支援により、地域ぐるみの改革への取り組みが推進される。

3. 時代に合った地域づくりと地域間連携

（1）まちづくりにおける地域連携の推進

【1】連携中枢都市圏の形成

それぞれの地域ごとに人口の流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏の形成に向けた地域連携が課題となっていることから、人口 20 万人以上の市・地方圏を中心に、経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上の機能を備えた連携中枢都市圏を新たに形成し、一定の人口を確保し、活力ある社会経済の維持に取り組む方針である。

意欲のある市町村が積極的に連携中枢都市圏を形成することができるよう、事業実施に係る新たな地方財政措置が創設されており、さらに「地域経済分析システム（RESAS）」や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供等の支援を通じ、活力ある経済・生活圏形成が図られる。

こうした取り組みにより、2020 年には 30 の連携中枢都市圏の形成を目標とし、市町村自らも、国の「総合戦略」を参考に、都市圏の特性を踏ま

え、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標の設定を目指す。

【2】定住自立圏の形成の促進

定住自立圏とは、医療や買い物など住民生活に必要な機能について一定の集積があり、周辺の市町村の住民もその機能を活用しているような都市が「中心市」となり 圏域を形成するものである。

2015 年 10 月現在、95 圏域において定住自立圏が形成されているが、これを引き続き推進し、2020 年には定住自立圏の協定締結等圏域数を 140 圏域とすることを目指すとともに、地方公共団体自らは、圏域の特性も踏まえ、生活関連機能・雇用・人口に関する成果目標を設定する。

（2）都市のコンパクト化と周辺等の交通ネット

ワーク形成に当たっての政策間連携の推進

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきたが、今後は急速な人口減少により市、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されている。

その中、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成により、次のような効果が期待されている。

- ・医療・福祉・商業等の生活サービス施設の維持やこれらの施設へのアクセス向上等による、高齢者や子育て世代にとっての安心、快適な都市環境の形成
- ・サービス産業の生産性向上等による地域経済の活性化
- ・公共施設の維持管理の合理化や行政サービスの効率化

こうした基本的考え方の下で、都市再生特別措置法における立地適正化計画制度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通網形成計画制度について、中心市街地の活性

化に関する法律における中心市街地活性化基本計画制度の取り組みと連携しつつ周知・普及を図り、コンパクトシティ形成の積極化が図られる。

また、市町村の取り組みが一層円滑に進められるよう、省庁横断的に支援する「コンパクトシティ形成支援チーム」（事務局：国土交通省）が2015年3月に設置された。

（3）「まちの賑わい」づくりに資する包括的政策パッケージの策定

魅力ある地方都市の拠点づくりを推進するため、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備が図られる。

また、「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・創業者のチャレンジによる新たな需要への対応が必要である。

そして、それらの視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などのソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。

そのため、既存の制度・支援措置に加え、今後予定する制度改革や財政支援措置を盛り込んだ包括的政策パッケージを関係府省庁が一体となって取りまとめるとともに、次の措置がとられる。

- ①有効な既存ストックを残しつつ散在する低未利用地を集約して有効活用する手法の創設。
- ②まちづくり会社等の財源確保・資金調達手段の多様化など、ソフトとハードの両面からまちづくり活動を支援する事業の拡充等を盛り込む。
- ③ソフト施策とハード施策の連携等によりインバウンド需要の取込み等に向けたまちづくりに意欲的に取り組む都市の事例を紹介する。

④「まちの賑わい」づくりに取り組む地方公共団体が、それぞれの地域の実情に応じて適切なKPI（重要業績評価指標）を設定しPDCAサイクルを確立できるよう、国は設定に当たり参考となるKPIの選択肢例を提示する。

（4）まちづくりにおける官民連携の推進

エリアの特徴をいかした都市戦略の実現には、企画段階から、地域経済界や市民団体、金融機関等必要な投融資を行う主体など、地域に関わる産官学金労言の幅広い合意と協力が不可欠である。

その上で、戦略的なまちづくりによる需要密度の向上と、それに連動した各事業者の成長戦略を効果的に連携させながら実現し、サービス産業等の生産性向上と活性化を図ることとしている。

具体的なプロジェクトの実施においては、我が国における官民連携型のエリア開発・マネジメントの取り組みや諸外国の取り組みも参考にしながら、地域の実情に即した取り組みを進める。

また、都市経済に関するシミュレーションモデルの活用、人口密度と経済指標の相関の調査、都市のコンパクト度等を示す新たな分析・評価手法の検証を行い、ハードとソフトの施策が連携したまちづくりにおけるKPIの設定とPDCAサイクルの確立につなげる。

（5）人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

【1】公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化する中、真に必要なインフラの整備・維持管理・更新と財政健全化の両立のために、民間の資金・ノウハウの活用が急務となっている。

そのため、2022年までに公的不動産の有効活

用など民間提案をいかした PPP（官民連携）の事業規模を 2 兆円とすることを目指す。

- ①「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」（2013 年 6 月）等に基づき、公共施設等運営権方式を活用した事業に取り組む。
- ②公的不動産の有効活用など民間提案をいかした事業について、財政負担を最小限に抑え、公共目的を最大限達成することを官民連携で企画するなど、積極的に取り組む。
- ③PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する仕組みの構築、地域の産官学金が連携して具体的な案件形成を目指した取り組みを行う地域プラットフォーム等を通じた事業の掘り起こし、事業モデルの具体化・提示、案件形成に対する支援等 PPP/PFI の更なる活用の具体化を推進する。
- ④公的不動産に係る証券化手法等の活用についての地方公共団体向けの手引書の作成・普及や関連モデル事業を実施。
- ⑤金融面からの取り組みとしては、金融機関と協働しつつ、株式会社民間資金等活用事業推進機構が中心となってプロジェクト組成を推進する。

【2】空き家対策の推進

地方では賃貸や売却予定のない長期不在の空き家の割合が増加し、老朽化や危険性の観点から除却が求められる空き家も存在している。

一方で、我が国では中古住宅の流通が欧米に比して非常に低水準にあり、物理的な住宅ストックがあるにもかかわらず、まちづくりでの活用や住み替えの受け皿になっていない。

そのため、次の取り組みにより 2020 年までに中古住宅流通・リフォーム市場の規模を 20 兆円（2013 年 11 兆円）とする。

- ①2015 年 5 月に全面施行した「空家等対策の推

進に関する特別措置法」に基づき、空き家の利活用や、円滑な流通・マッチングを促進する。

- ②不動産取引の信頼性・安全性の向上、中古住宅の品質の向上・可視化、次期通常国会を目途にした取引時におけるインスペクションの活用等を促進するための「宅地建物取引業法」の改正、リバースモーゲージを含む高齢者の持ち家資産の活用など、中古住宅流通を促進する。

（6）「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）
人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができる地域づくりが求められる。

【1】地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取り組みの推進

「ひと・まち・しごと創生総合戦略」が対象とする 5 年間のうちに、今後の地域の在り方、事業の取り組み方向について、集落生活圏単位で地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定し、事業に着手することが求められる。

そのため、市町村のサポートや、外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施、「地域点検カルテ」の作成を推進する。

【2】地域の課題解決のための取り組み体制の確立

「小さな拠点」形成で持続可能な地域をつくるため、地域住民自らや地元事業体が主体となって、多機能型の取り組みを持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成することが重要である。

地域運営組織の立ち上げや運営に当たっては、

そのためのノウハウ、人材の確保・活用、組織の運営や活動に必要な資金の確保、多様かつ持続的な活動に必要な法人格の取得等の課題があることから、取り組み体制の構築から事業の着手を支援するとともに、地域運営組織の持続的な運営に関する調査研究や環境整備を進める。

【3】生活サービスの維持・確保

日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等

が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスの持続に必要な物流システムの構築等を推進する。

- ・地域再生法を改正（2015年8月施行）し、福祉・利便施設を拠点地域に集約・確保するなどの「小さな拠点」の形成に取り組む市町村が作成する「地域再生土地利用計画」の制度を創設。
- ・これらの施設の立地誘導を図るための届出・勧告制度や、誘導施設の整備に対する農地転用許可、開発許可等の特例措置を設けるとともに、地域再生戦略交付金の活用等を措置。
- ・「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制上の特例措置を講じる。
- ・拠点施設における福祉サービスのワンストップ化を推進する。
- ・住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランタリーチェーン等との連携、安定的な燃料の供給システムの確立を推進する。
- ・域内の人・モノの複合的かつ効率的な輸送システムの構築や、特区等において自動走行などの近未来技術等を推進する。

【4】地域における仕事・収入の確保

コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った事業を積み上げ、地域経済の円滑な循

環を促す。その際、地域資源を活用しながら複数の事業を組み合わせて実施する取り組みと横断的なビジネスを実行する人材の確保を図る。

- ・地域の特性をいかした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、観光資源や「道の駅」等を活用した都市との交流産業化。
- ・再生可能エネルギーの導入等多機能型の事業の振興、創業、継業とともに、そのために必要な人材の地方への還流や外部人材の確保・活用を推進する。

【5】公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

市町村教育委員会が、学校統合の適否又は小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が2015年1月に策定され、また、休校した学校を再開する場合の相談窓口の一本化を図るため、休校再開支援窓口が設置された。

今後も、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、その検討に資する手引の更なる周知が図られる。

（7）東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

【1】大都市圏の医療・介護問題

今後、大都市圏では高齢化の進展に伴い、医療・介護需要が急速に拡大する。大都市圏には、交通網の発達によって、患者・住民の移動可能な範囲が広いこと、患者・住民が狭い範囲に集住していること等の特徴があり、需要推計及び実効性のある対応策を実施するためにはこれらの特徴を踏まえた検討が必要となる。

そのため、2015年度以降、都道府県において医療需要の将来推計を含む地域医療構想を策定する。

【2】大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

大都市近郊の住宅団地は、高度経済成長期等の人口の受け皿となったことから、急速に高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化の進行、子育て世帯等若年者の定着促進等の課題が生じている。

これらの課題に対応するため、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケア拠点等の形成推進。特に大規模団地においては、居住機能の集約化等に併せて、子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、団地を含めた地域の再編が図られる。

これらの取り組みを通じ、高齢者や子育て世帯等の多様な世代が生き生きと生活し活動できる「スマートウェルネス住宅・シティ」が展開され、2020年までにUR団地（100団地程度）を医療福祉拠点化するとともに、高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合を25%（2013年度19%）とすることが目指される。

（8）住民が地域防災の担い手となる環境の確保

地域の高齢化が進む中で、地震・豪雪・風水害などの様々な災害に対する地域コミュニティによる対応が課題となっている。地域コミュニティに貢献する消防団や自主防災組織等の充実強化や、災害対応・防災におけるICTの利活用の推進により、住民が地域防災の担い手となる環境を整備する必要がある。

そのため、消防団について、団員数の増加している女性や大学生等の入団を更に促すこと等により、団員を確保・増員が図られ、また、「G空間情報」（地理空間情報）の利活用やレアラートを早期に普及展開すること等により、住民一人

人がきめ細やかな災害情報を瞬時に把握することができる環境の確保が目指される。

4. 地域に誇りを持つ「ふるさと」の創生

人口減少や超高齢化が進行する中で、地方でも都市でも多くの「ふるさと」が危機に瀕している。

戦後の日本において、地方の過疎は、工業化の進展に伴い、国の発展段階の途上で経済性に合わなくなってきたものである。

しかし、経済や社会が成熟段階に至り、地方のみならず都市部での過疎も問題化しており、各地域における新しい社会の仕組みが求められている。コンパクトシティ化、つまり、コストの低い都市と地域の再設計と、働き方・住まい方の変革によるすべての世代の男女が生涯活躍できるまちづくり、そして地方への人の再配分である。

国主導の国土総合開発があきらめられ、地方の時代が言われて久しいが、今も、都市が豊かになれば地方へ、また、国から個人への産業や所得のトリクルダウン（滴が落ちる）が期待として残り、國の方針を受容する受動性ともいいうべきものが地域社会に残っている。

しかし、「ふるさと」として旧態依然とした社会にある「ぬくもり」を求めるべきではなく、新しい「ふるさと」像を作るべき時が来ている。

それは地域の歴史、文化、自然、伝統、地域産業等への誇りといった「価値観」とも言えるが、むしろそれらの持つ資源としての「価値」の再発見であり、地域内発的な産業化とも言えよう。

※「経営・産業レポート」（完）（山城 満）

【参考・参照文献等】

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」

「地域少子化・働き方指標」（第1版）（第2版）

まち・ひと・しごと創生本部